

在宅就業支援団体の育成について

1. 障害者雇用問題研究会報告書における指摘事項

また、支援団体を全国各地で育成していくことも重要であり、現在、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を通じて、全国9か所の支援団体に委託して、在宅就業を営む障害者の技術の習得方法や仕事を確保する方法等についての相談、支援を実施しており、実績を挙げていることから、こうした支援策をさらに充実していくことが重要である。これまで各地域において障害者の就業・生活支援を行ってきた既存の団体が、在宅就業障害者の支援を行うことも、支援を効果的に行う上で重要であり、福祉施策との連携を図りながら新たな支援事業を整備していくことが適当である。

【障害者雇用問題研究会報告書（抄）】

2. 現状

重度障害者在宅就労推進事業の実施

（1カ所あたり 平成16年度 720万円 平成15年度 450万円）

平成14年度より、広域的に活動する在宅就労支援団体を指定し、ITを活用した在宅就労を営んでいる重度障害者に対し、IT技術の指導等を行うとともに、基本的な職業生活に関する相談、仕事の受注・分配を支援する重度障害者在宅就労推進事業を実施（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）。

3. 今後の方向性（平成17年度予算要求中）

重度障害者在宅就業推進事業の推進

（平成17年度要求額 141百万円 平成16年度 86百万円）

自立して在宅就業を行う障害者に対する就業継続のための各種相談・支援を行うとともに、事業主に対する広報・啓発等を行う「重度障害者在宅就業推進事業」を推進する。特に、在宅就労支援事業者（バーチャル工房）に対する補助事業と連携して、同工房に対する技術指導等の支援を新たに実施する。

バーチャル工房への支援事業の創設

（平成17年度要求額 100百万円（新規））

在宅重度障害者を対象にITを活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就労支援事業者（バーチャル工房）に対する補助事業を新たに創設する。

